

2020年5月21日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2020年 税理士試験受験対策シリーズ 住民税 理論サブノート

税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

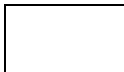
該当書籍

2020年 税理士試験受験対策シリーズ

住民税 理論サブノート（2019年8月22日第19版発行）

ISBN978-4-86486-671-2 C1034

訂正内容



の部分については、該当箇所を直接修正して下さい。



の部分については、点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用

下さい。なお、規定本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題 3-5 所得割額からの控除等

P30 [3] 住宅借入金等特別税額控除

(3) 手続 → 削除

問題 5-3 扶養親族等申告書

P56 [1] 給与所得者の扶養親族等申告書

(1)の末尾に追加

(注) 令和2年4月1日以後提出については「③単身児童扶養者に該当する場合にはその旨」の記載が不要となり、「給与所得者の扶養親族申告書」と名称が変更される。

P57 [2] 公的年金等受給者の扶養親族等申告書

(1)の末尾に追加

(注) 令和2年4月1日以後提出については「③単身児童扶養者に該当する場合にはその旨」の記載が不要となり、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」と名称が変更される。

問題 9-2 法人税割の算定

P80 [2] 税額控除 (1)特定寄附金税額控除

①(注)の末尾に追加

なお、令和2年4月1日以後開始事業年度から、カッコ内の2.9%は5.7%と、17.1%は34.3%となり、限度額の20%は40%となる。